

公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまろくん」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまろくん」(以下「しかまろくん」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「しかまろくん」とは、公益社団法人奈良市観光協会(以下、「協会」という。)が著作権を有している商標登録第5557124号、商標登録第5629677号並びにこれらを展開したものとする。

(使用承認の申請)

第3条 「しかまろくん」を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ有償使用の場合は商品化権使用申込書(様式第1号の1)、プロパティ使用申請書(様式第1号の2)、デザイン承認申請書(様式第4号の1)及びデザインシート(様式第4号の2)に、無償使用の場合は使用承認申請書(様式第1号の3)に必要書類を添えて公益社団法人奈良市観光協会会長(以下、「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用承認基準)

第4条 会長は、前条の申請書類を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

2 会長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 会長は、既に「しかまろくん」の使用を承認した商品等について、他の事業者から同種の使用申請があったときは、当該他の事業者に対しては「しかまろくん」の使用を承認しないものとする。

4 「しかまろくん」の使用が次の各号いずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。この場合、協会は当該理由について開示しないものとする。

①協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

②特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合

③特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合

④不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

⑤協会の事業又は協会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

⑥法令や公序良俗に反するおそれがある場合

⑦契約業者の権利と保護に支障をきたす恐れがある場合

⑧この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合

⑨その他承認することが不相当と認められる場合

(デザイン承認)

第5条 「しかまろくん」のデザインは、別紙1ライセンス使用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に沿ったものでなければならない。

2 前条第1項により「しかまろくん」の有償使用の承認を受けた者（以下「有償使用者」という。）は、協会から「しかまろくん」を使用した商品又は景品、プライズ（以下「使用品」という。）の試作品等の提出を求められた場合は、これを提出し、その安全面等について協会の審査を受けなければならない。

(契約)

第6条 使用者は、前条第2項によりデザイン承認を受けた後、会長と商品化権許諾契約書（以下「許諾契約書」という。）を締結しなければならない。ただし、第9条各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

2 「しかまろくん」の使用期間は、契約を締結した日から1年間とする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。

3 前項の使用期間終了後、引き続き「しかまろくん」を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、会長の承認を受けなければならない。但し、使用期間終了後の未販売の許諾商品在庫に限り、許諾契約書に定める条件に従って販売することができる。

(契約の解除等)

第7条 会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4号第1項の使用承認を取り消し、又は前条第1項の契約を解除することができる。

①この要綱に違反した場合

②第4条第2項の条件に違反した場合

③第4条第4項各号のいずれかに該当することとなった場合

④第5条第2項の承認を受けられない場合

⑤その他会長が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合

2 会長は、前項の規定による使用承認の取り消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(対価等)

第8条 「しかまろくん」の使用は、有償とする。

2 「しかまろくん」の対価等は、許諾契約書に定める条件とする。

3 会長は、公益上の必要があると認める場合は、別途個別に協議のうえ前項に規定する対価等を減額することができる。

(無償使用)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「しかまるくん」を無償で使用させることができる。

- ①公共団体が公共用に使用する場合。
- ②奈良市内の自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のために使用する場合。
- ③新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合。
- ④旅行代理店及び公共交通機関が行う広告並びに出版社が発行する雑誌等の一部において使用する場合で、当該使用により奈良市への誘客効果が期待できるとき。
- ⑤ガイドラインに定める図案を広告に使用する場合で、当該使用により奈良市の広報が期待できるとき。
- ⑥その他無償とする公益上の必要があると認める場合。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、「しかまるくん」を承認された用途のみに使用し且つ許諾契約書およびガイドラインに定める使用条件を遵守しなければならない。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わないものとする。

(証紙の交付)

第11条 有償使用者は、使用品1個ごとに会長から交付を受けた証紙を貼り付けなければならない。

- 2 証紙代は、使用品の数に1円を乗じて得た額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条に規定する率と当該率に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した金額とする。

(対価等の納付)

第12条 有償使用者は、許諾契約書に定める条件により算出した対価等及び前条第2項の証紙代を許諾契約締結後、協会が発行した請求書を受領した日から30日以内に指定する口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、有償使用者の負担とする。

- 2 前項の規定により納入された使用料及び証紙代は、理由のいかんを問わず、これを返還しない。

(承認事項の変更)

第13条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合、あらかじめ使用変更承認申請書（様式第6号の1または2）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は前項に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは使用変更承認書（様式第7号）を、承認しないときは使用変更不承認通知書（様式第8号）をそれぞれ交付するものとする。
- 3 変更が承認された場合は、必要に応じて許諾契約書を変更するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、「しかまろくん」を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第15条 会長は、「しかまろくん」の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「しかまろくん」の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附則 この要綱の変更は、平成25年7月10日から施行する。

附則 この要綱の変更は、平成26年6月11日から施行する。

附則 この要綱の変更は、令和4年8月1日から施行する。